

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

一（略）

一（略）

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ（略）

イ（略）

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(2) (略)

(2) (略)

(3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅲ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅲ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)・(二) (略)

(一)・(二) (略)

(三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)の規定を準用する。この場合において、(1)中「三十」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)の規定を準用する。この場合において、(1)中「三十」とあるのは、「二十」と、(1)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型介護療

サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)